

平成15年12月25日

記者発表資料

寒川浄水場排水処理施設特定事業の事業者選定における 客観的評価及び特定事業に係る契約の締結について

神奈川県企業庁では、次の事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき、平成14年11月21日に特定事業として選定し、平成15年7月25日に「総合評価一般競争入札方式」による入札を実施し、神奈川県PFI事業者選定審査会の審査を経て、平成15年10月27日に落札者を決定しました。

つきましては、PFI法第8条の規定に基づき、事業者選定における客観的評価の結果を別添のとおり公表します。

また、12月19日には、落札者である月島・富士・電源開発・日造グループが出資、設立した寒川ウォーターサービス株式会社と寒川浄水場排水処理施設特定事業契約を締結しましたので、別添のとおりお知らせします。

- 1 事業名 寒川浄水場排水処理施設特定事業
- 2 事業場所 神奈川県高座郡寒川町宮山4058番6他（寒川浄水場内）
- 3 事業概要 事業者が建屋の設計・建設及び脱水施設の設計・製作・据付を行い、濃縮施設について必要とする改造等を行った上、施設の所有権を県企業庁に移転後、既存の施設を含む排水処理施設全体の維持管理・運営及び脱水ケーキの再生利用を20年間行う。
- 4 落札者 月島・富士・電源開発・日造グループ
- 5 契約相手方 寒川ウォーターサービス株式会社

（本件事業の実施を目的として、平成15年11月28日に上記の落札者により設立。）

（資料）寒川浄水場排水処理施設特定事業の客観的評価の公表
（参考資料）寒川浄水場排水処理施設特定事業に係る契約の概要

（問い合わせ先）

企業庁水道局浄水課 水質班 武城、渡辺

電話 045-210-7274

045-210-1111（内線7274～7276）

電子メールアドレス ki-josui.3154@pref.kanagawa.jp

HP-ファックスボックス番号	23055
ホームページアドレス	http://www.pref.kanagawa.jp/press/0312/23055/index.htm

寒川浄水場排水処理施設特定事業の客観的評価の公表

寒川浄水場排水処理施設特定事業の事業者の選定を行いましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）第8条の規定に基づき、事業者選定における客観的評価の結果をここに公表します。

平成15年12月25日

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 渡 辺 穰

1 落札者

月島・富士・電源開発・日造グループ

- （グループ代表者）月島機械株式会社
- （グループ構成員）富士電機システムズ株式会社
- （グループ構成員）電源開発株式会社
- （グループ構成員）日立造船株式会社
- （グループ構成員）月島テクノメンテサービス株式会社

なお、本件事業を実施するための特定目的会社は、当該グループにより、平成15年11月28日に設立されています。（会社名：寒川ウォーターサービス株式会社）

2 落札者決定の経過

PFI法及び本特定事業入札説明書の手続きに従い、あらかじめ公表した落札者決定基準に基づき、神奈川県PFI事業者選定審査会において優秀提案を選定し、その結果を踏まえ、当該優秀提案を行った上記グループを落札者と決定しました。

なお、審査の詳細は「寒川浄水場排水処理施設特定事業提案審査講評（神奈川県PFI事業者選定審査会）」（平成15年11月7日公表）のとおりです。

3 県企業庁が直接実施する場合の公共負担額と民間事業者の提案に基づく公共負担額の比較

(1) 県企業庁が直接事業を実施する場合の公共負担額

平成14年11月21日付けで公表した特定事業の選定において、次のように県企業庁が直接

実施する場合の前提条件を設定しました。なお、建設費と起債利率の数值は、今回初めて公表します。

算定対象とする経費は、建設費 9,456百万円の他、維持管理費、脱水ケーキ再生利用費等を見込み、その積算に当たっては、寒川浄水場排水処理施設PFI導入に伴う基本構想、関係事業者からのヒアリング等に基づき算定した。

建設費の財源には、公営企業債を80%充当し、償還条件は、建物については償還期間20年、設備については償還期間17年とした。

起債利率は、過去10年平均の3.25%とした。

インフレ率は1%、割引率はインフレ率を含め4%とした。

以上の前提条件により算定したところ、県企業庁が直接事業を実施した場合の公共負担額は14,009百万円となり、これにリスク調整分409百万円を加算すると、合計の公共負担額は現在価値で14,418百万円となります。

(2) 民間事業者の提案に基づく公共負担額

落札者となった月島・富士・電源開発・日造グループ（落札者）の提案内容を踏まえ、前提条件を次のとおり設定しました。

本件工事費等は、5,562百万円とした。

基準金利へ上乗せするスプレッドは1.55%とした。

特定事業選定時の算定と比較を行うため、基準金利(6ヶ月LIBORベース5年物円金利スワップレート)は過去10年平均の2.33%とした。

初年度の年間の維持管理費（脱水ケーキ再生利用費を含む。）は、302百万円とした。

インフレ率は1%、割引率はインフレ率を含め4%とした。

以上の前提条件の下、民間事業者の提案による公共負担額すなわち県企業庁の負担額は、現在価値で10,807百万円となります。

従って、「(1) 県企業庁が直接事業を実施する場合の公共負担額(14,418百万円)」と「(2) 民間事業者の提案に基づく公共負担額(10,807百万円)」を比較すると、民間事業者が実施するほうが、県企業庁が直接実施する場合より、公共負担額が現在価値で3,611百万円削減（(1) - (2)）されます。

寒川浄水場排水処理施設特定事業に係る契約の概要について

1 契約に係る事業

県企業庁が取得する新設施設の設計、建設及び既存の施設を含む排水処理施設全体の維持管理・運営及び脱水ケーキの再生利用業務

2 契約締結日

平成15年12月19日

3 県企業庁が取得する新設施設

(1) 所在地 神奈川県高座郡寒川町宮山4058番6他(寒川浄水場内)

(2) 内 容 寒川浄水場の浄水汚泥を処理することを目的とした脱水施設

4 契約者名

横浜市中区尾上町四丁目47番地

寒川ウォーターサービス株式会社

代表取締役 横山 誠一

5 契約金額

(1) 排水処理施設の取得に関する費用

新設施設等整備費(元金相当額)5,561,645,305円とこれに係る支払利息

1,090,848,467円との合計

上記支払利息に係る金利は、ロンドンにおける銀行間取引金利である6か月物円変動金利を5年物円固定金利に交換する際の金利を基準金利とし、1.55%を上乗せするものとする。なお、基準金利は5年ごとに改定を行う。

(2) 排水処理施設の維持管理及び運営に関する費用(ただし、(3)の費用を除く。)

平成18年度 275,104,777円に物価変動率等を勘案した改定率を乗じた額

平成19年度以降 前年度の維持管理及び運営に関する費用に物価変動率等を勘案した改定率を乗じた額

(3) 再生利用に関する費用

乾燥重量換算1トン当たり単価6,500円に処理量を乗じた額

上記単価は5年ごとに改定を行う。

(4) 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、(1)(ただし、支払い利息を除く。)

から(3)の合計額に消費税率を乗じた額とする。

6 契約の特徴

(1) 構成

- 第1章 用語の定義
- 第2章 総則
- 第3章 新設施設の設計
- 第4章 新設施設の建設
- 第5章 排水処理施設の維持管理・運営
- 第6章 契約期間及び契約の終了
- 第7章 表明・保証及び誓約
- 第8章 保証
- 第9章 法令変更
- 第10章 不可抗力
- 第11章 その他
- 第12章 雑則

(2) 主な特徴

ア 本契約と共に、実施方針（入札説明書において変更されたもの除く）、実施方針等に関する質問及び回答書、本件入札説明書及び本件入札に対する質問及び回答書、並びに本件入札説明書に記載の県企業庁の指定する様式に従い作成され、入札時に提出した入札書、提案書及び設計図書に定める事項が適用されます。

イ 事業者が寒川浄水場排水処理施設の新設施設（脱水機棟）の設計、建設後、所有権を県企業庁に移転し、既存の施設を含む排水処理施設全体の維持管理・運営及び脱水ケーキの再生利用業務を行い、その事業に要する費用は県企業庁が事業期間にわたって支払う、いわゆるサービス購入型のBTO（ビルド・トランスファー・オペレート）方式を採用しています。

ウ 本契約の内容は、次のような業務を含む、混合契約です。

- (ア) 新設施設（脱水機棟）の設計及び建設、その他新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営のため、新設施設の運営開始前に必要な工事
- (イ) 新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営
- (ウ) 脱水ケーキの再生利用業務
- (エ) 上澄水の返送業務

7 運営開始予定日（新設施設引渡日）

平成18年4月1日（同左）

8 契約期間

契約締結日から平成38年3月31日